



報道機関 各位

記者発表資料

平成24年4月5日(木)

問い合わせ先：障害福祉課

担当：荒木・小暮

電話：048-829-1305

内線：3053

「さいたま市障害者総合支援計画 2012～2014」を策定しました

さいたま市は、平成24年4月から全面施行となった「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(ノーマライゼーション条例)」に基づく施策を推進するため、「さいたま市障害者総合支援計画 2012～2014」を策定しました。

1 目的

誰もが権利の主体として、安心して地域で生活できる社会の実現をめざし、ノーマライゼーション条例に基づく障害者の権利擁護、地域生活、社会参加の支援を進めるための計画として、市町村障害者計画、市町村障害福祉計画と一体的に策定するもの。

2 計画の内容

基本方針 誰もが権利の主体として、
安心して地域で生活できる社会の実現をめざして

基本目標 1 障害者の権利の擁護の推進
2 質の高い地域生活の実現
3 自立と社会参加の仕組みづくり
4 生涯にわたる発達の支援

重点プログラム 1 障害者権利擁護システムの構築
2 相談支援システムの強化
3 生涯にわたる切れ目のない支援
4 災害時の対策

3 計画期間

平成24年度から平成26年度までの3年間

4 計画策定の経緯

障害者施策推進協議会、誰もが共に暮らすための市民会議、パブリックコメント等で寄せられた幅広い市民の方の意見を参考に、策定作業を進めました。

さいたま市障害者総合支援計画 2012～2014 ～ 計画の概要 ～

1 計画の位置づけ

市町村障害者計画（障害者基本法第11条）

本市における障害者の状況等を踏まえ、障害者の福祉・保健・医療・雇用・教育・まちづくり等の幅広い分野に関する理念や方針を明らかにし、障害者のための諸施策を着実に推進するために策定する計画。

市町村障害福祉計画（障害者自立支援法第88条）

本市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込み量やサービス提供体制の確保に向けた取り組み内容を定める計画。

（第1期：平成18年度～平成20年度、第2期：平成21年度～平成23年度）

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（条例第6条）

条例に基づく障害者への差別や虐待を防止する取り組みや障害者の自立及び社会参加のための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画。

3つの位置づけを持つ計画を一体的に策定

2 計画の期間

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
障害者計画	見直し	→			→			→		
障害福祉計画		→			→			→		
障害者権利擁護等条例							条例施行			

それぞれの計画との整合を図りつつ、第3期障害福祉計画の計画期間に準じ、平成24～26年度の「3年間」を計画期間とします。

3 計画策定の視点 ～ 条例に基づく施策の推進 ～

視点1 障害者は、まちで共に暮らす市民のひとりです

障害のある人が市民のひとりとして街で当たり前暮らし、学んだり、働いたり、社会を豊かにするような営みなどあらゆる分野で社会参加できる環境を整えます。

視点2 障害者の権利を守ります

障害のある人への差別や虐待が起こらないようにするため、市民全体でそれぞれの障害に対する正しい理解をもって取り組みます。

視点3 障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います

障害のある人とその家族の負担が軽減されるよう、総合的な生活支援、就労支援、住んでいる地域で教育を受けられるための支援を行います。

4 計画の基本体系

基本方針

誰もが権利の主体として、
安心して地域で生活できる社会の実現をめざして

基本目標と基本施策

基本目標1 障害者の権利の擁護の推進（新）

障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進
障害者への差別及び虐待の禁止
成年後見制度等の利用の支援

基本目標2 質の高い地域生活の実現

障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援
障害者の居住場所の確保
相談支援体制の充実
人材の育成、活動の支援
地域自立支援協議会等を中心としたネットワーク

基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

意思疎通等が困難な障害者に対する施策
障害者の就労支援
バリアフリー空間の整備
外出や移動の支援
文化・スポーツ活動の促進

基本目標4 生涯にわたる発達の支援（新）

障害者への保育等の実施
障害者に対する包括的な教育の実施

第3期障害福祉計画(数値目標の設定)

- ・平成26年度までの地域移行目標
- ・障害福祉サービス見込量

5 重点プログラム

1 障害者権利擁護システムの構築（新）

障害者に対する差別や虐待を防止するための周知啓発を進めるとともに、事案が発生した際の助言やあっせん等の具体的な対応ができるための体制を構築します。

2 相談支援システムの強化

障害者が地域で安心して自立生活を営むことができるよう、各区に設置した障害者生活支援センターを中心とした相談支援システムを強化します。

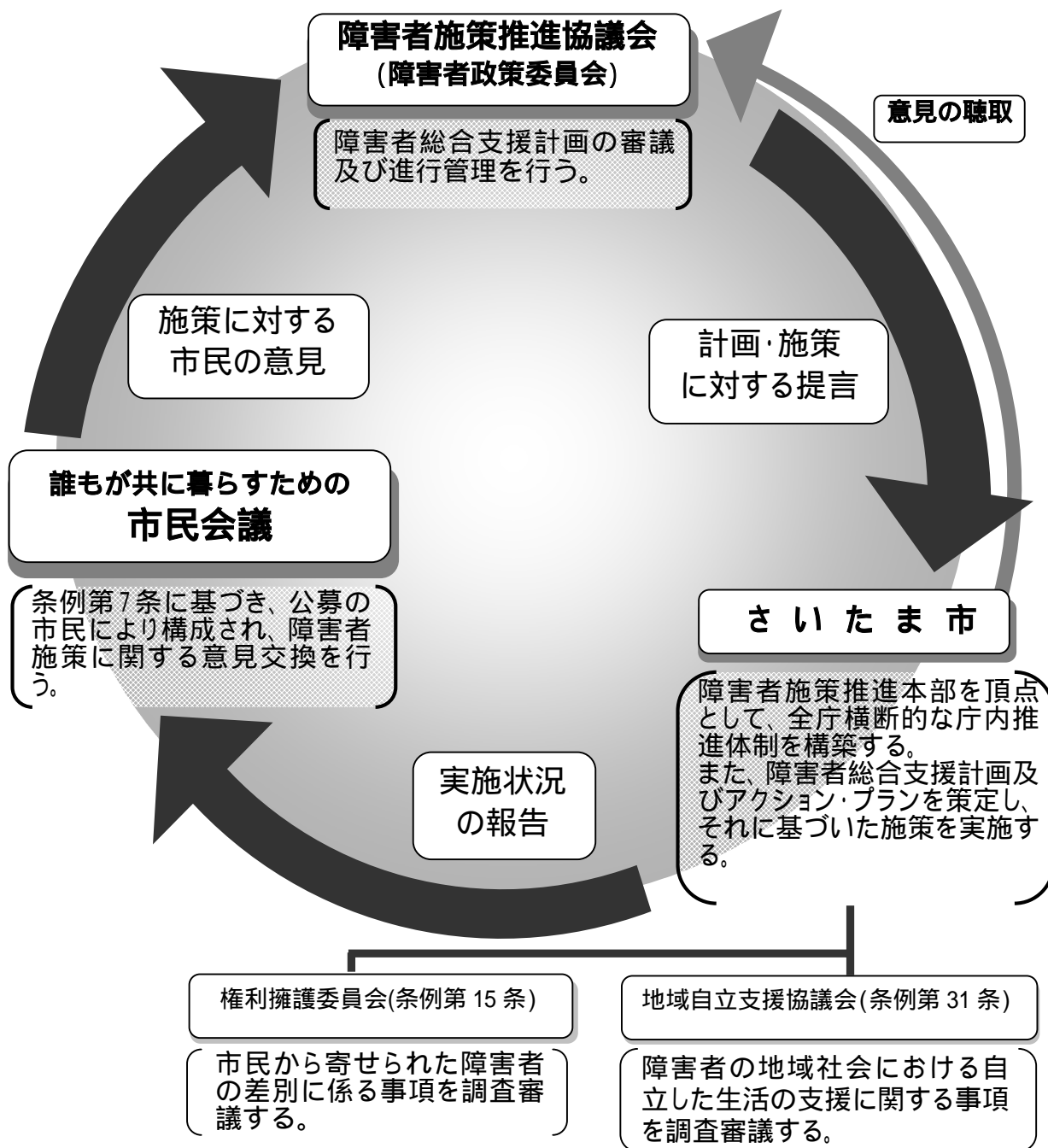
3 生涯にわたる切れ目のない支援（新）

乳幼児期からすべての年代において、ライフステージの変化に応じ、その障害者に必要な支援を継続的に行います。

4 災害時の対策（新）

災害時における要援護者である障害者への対策について、それぞれの障害の特性に応じた対策を推進します。

6 障害者施策の推進体制



「障害者施策推進協議会(障害者政策委員会)」で、市全体の障害者施策のあり方や条例の推進状況のチェックを行います。

「誰もが共に暮らすための市民会議」は、障害者施策の実施状況や課題について意見交換を行う場として設置します。

障害のある人だけでなく幅広い市民の参画の下、様々な立場で意見を交換し、誰もが権利の主体として、安心して地域で生活できる社会の実現をめざして、障害者施策を推進していきます。